

白井市地域防災計画

資料編

(令和7年度修正)

白 井 市

《目 次》

(条例)	
白井市防災会議条例.....	資料-1
白井市防災会議の構成	資料-2
白井市災害対策本部条例.....	資料-3
(災害救助法)	
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準.....	資料-4
(土砂災害危険箇所)	
土砂災害警戒区域等.....	資料-9
(情報収集・伝達)	
主な防災関係機関一覧.....	資料-10
防災行政無線の状況.....	資料-12
災害用携帯電話配置一覧.....	資料-14
千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）	資料-16
気象警報・注意報の発表基準.....	資料-24
特別警報の発表基準.....	資料-24
(応援・協力要請)	
災害派遣手当の支給に関する規則.....	資料-25
自衛隊の災害派遣要請及び撤収依頼様式.....	資料-26
(自主防災組織)	
白井市防災資機材等交付要綱.....	資料-28
自主防災組織一覧.....	資料-30
(医療)	
医療機関等一覧.....	資料-31
(消防)	
白井市消防団組織図.....	資料-33
消防団消防車両配備一覧.....	資料-34
消防水利状況	資料-34
危険物製造所等の件数.....	資料-34
緊急消防援助隊の運用に関する要綱（抜粋）	資料-35
(緊急輸送)	
緊急通行車両等の確認申請様式.....	資料-39
ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧.....	資料-40
(避難)	
指定緊急避難場所・指定避難所等一覧.....	資料-41
(物資供給・給水)	
主な防災備蓄物資一覧.....	資料-43

非常用井戸設置箇所.....	資料-45
市内の主な私設井戸.....	資料-45
応急給水施設.....	資料-45
(遺体対応)	
千葉県広域火葬計画.....	資料-46
千葉県火葬場一覧.....	資料-49
(廃棄物処理)	
ごみ処理施設.....	資料-50
し尿処理施設.....	資料-50
仮設住宅建設候補地.....	資料-50
(文化財)	
指定文化財一覧.....	資料-51
(生活再建支援)	
千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例.....	資料-53
白井市災害見舞金等支給規則.....	資料-56
災害見舞金等受給対象被害届出書.....	資料-58
災害見舞金等支給調書.....	資料-59
白井市罹災証明書等交付要綱.....	資料-60

【巻末】

白井市災害協定集（令和8年3月現在）

白井市防災会議条例

昭和39年12月25日
条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、白井市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 白井市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充て、その定数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が当該機関の長の同意を得て任命する者 2人以内
 - (2) 自衛隊の自衛官のうちから市長が当該所属長の同意を得て任命する者 2人以内
 - (3) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が千葉県知事の同意を得て任命する者 5人以内
 - (4) 千葉県警察の警察官のうちから市長が当該所属長の同意を得て任命する者 1人
 - (5) 副市長及び教育長
 - (6) 印西地区消防組合消防長及び白井市消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が当該機関の長の同意を得て任命する者 6人以内
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が任命する者 8人以内
 - (9) その他市長が特に必要と認めて任命する者 2人以内
- 6 前項第7号から第9号までの委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者の中から市長が任命又は指名する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則 <略>

白井市防災会議の構成

区 分	機 関 名	役 職
会 長	白井市	市長
第1号委員	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 柏維持修繕出張所	所長
	銚子地方气象台	台長
第2号委員	海上自衛隊下総教育航空群	下総教育航空群司令
	陸上自衛隊第1空挺団第1普通科大隊第1中隊	中隊長
第3号委員	千葉県印旛地域振興事務所	所長
	千葉県印旛土木事務所	所長
	千葉県印旛保健所（印旛健康福祉センター）	所長
	千葉県印旛農業事務所	所長
	千葉県企業局船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所	支所長
第4号委員	千葉県警察 千葉県印西警察署	署長
第5号委員	白井市	副市長
	白井市教育委員会	教育長
第6号委員	印西地区消防組合	消防長
	白井市消防団	消防団長
第7号委員	NTT東日本株式会社千葉事業部千葉西支店	支店長
	東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社	支社長
	東京ガス株式会社千葉支社	副支社長
	京葉瓦斯株式会社供給企画部災害対策室	室長
	日本郵便株式会社白井郵便局	局長
	北総鉄道株式会社	新鎌ヶ谷駅務区長
第8号委員	印旛市郡医師会	代表
	印旛郡市歯科医師会	代表
	白井市社会福祉協議会	会長
	白井市自治連合会	副会長
	白井自治会防災会	会長
	笹塚3丁目自治会防災会	代表
	白井市赤十字奉仕団	委員長
	特定非営利活動法人首都圏防災士連絡会	理事
第9号委員	西印旛農業協同組合	代表理事組合長
	白井市商工会	主幹

白井市災害対策本部条例

昭和39年12月25日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、白井市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則 <略>

災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表

(千葉県災害救助法施行細則、令和7年3月)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<p><基本額> 避難所設置費 1人1日当たり350円以内</p> <p>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	災害発生の日から7日以内	<p>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p> <p>3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することが出来る。(ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込) / 泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整する。)</p>
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<p><基本額> 避難所設置費 1人1日当たり350円以内</p> <p>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	<p>1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p>
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	<p>建設型応急住宅</p> <p>1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。</p> <p>2 基準額 1戸当たり 6,883,000円以内</p> <p>3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p>	災害発生の日から20日以内に着工	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であらねばよい。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間は2年以内</p>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
		賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基準額 当該地域の実情に応じた額とする。	災害発生の日から	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,330円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
			冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
冬	10,400		13,600	19,400	23,000	29,000	3,800		
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上					
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 51,500円以内	災害発生の日から10日以内						
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷(以下、「準	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり準半壊以外 717,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本						

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
	半壊」という。)を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	準半壊 348,000円以内	法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200 円 中学生徒 5,500 円 高等学校等生徒 6,000 円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 226,100円以内 小人（12歳未満） 180,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をすする。	(洗浄、消毒等) 1 体当たり3,600円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,700円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 140,000円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算した各災害の当該合計額が、法第21条に定める国庫負担を行う年度に支出した、法第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第14条に規定する実費弁償額のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,900円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,700円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,100円以内 救急救命士 13,400円以内		

		土木技術者、建築技術者 14,000円以内 大工 27,800円以内 左官 29,300円以内 とび職 30,500円以内		
--	--	--	--	--

(注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

土砂災害警戒区域等

(千葉県県土整備部、令和7年6月)

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号	備考
1	神々廻	神々廻1	急傾斜地の崩壊	H22. 7. 16	千第544号	千第545号	
2	神々廻	神々廻3	急傾斜地の崩壊	H22. 7. 16	千第544号	千第545号	
3	清戸	清戸	急傾斜地の崩壊	H22. 7. 16	千第544号	千第545号	
4	清戸	清戸1	急傾斜地の崩壊	H22. 7. 16 R4. 8. 30	千第544号 千第397号	千第545号 千第398号	
5	清戸	清戸5	急傾斜地の崩壊	H22. 7. 16	千第544号	千第545号	
6	谷田	谷田	急傾斜地の崩壊	H22. 7. 16	千第544号	千第545号	
7	谷田	谷田2	急傾斜地の崩壊	H22. 7. 16	千第544号	千第545号	
8	復	富ヶ沢	急傾斜地の崩壊	H22. 7. 16	千第544号	千第545号	
9	復	富ヶ谷	急傾斜地の崩壊	H22. 7. 16	千第544号	千第545号	
10	平塚	平塚	急傾斜地の崩壊	H22. 7. 16	千第544号	千第545号	
11	平塚	平塚2	急傾斜地の崩壊	H22. 7. 16 R5. 11. 24	千第544号 千第454号	千第545号 千第455号	
12	平塚	平塚3	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	千第239号	
13	平塚	平塚4	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	なし	
14	平塚	平塚5	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	千第239号	
15	平塚	平塚6	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	千第239号	
16	平塚	平塚7	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	なし	
17	平塚	平塚8	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	千第239号	
18	平塚	平塚9	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	千第239号	
19	平塚	平塚10	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	千第239号	
20	神々廻	神々廻2	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	千第239号	
21	神々廻	神々廻5	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	千第239号	
22	神々廻	神々廻6	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	千第239号	
23	白井・復	白井1	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	千第239号	
24	清戸	清戸3	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	千第239号	
25	清戸	清戸4	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	千第239号	
26	清戸	清戸6	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	千第239号	
27	清戸	清戸7	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	千第239号	
28	復	復2	急傾斜地の崩壊	H27. 3. 17	千第235号	千第239号	
29	清戸	清戸8	急傾斜地の崩壊	R7. 6. 10	千第345号	千第347号	
30	南山2丁目、復	南山1	急傾斜地の崩壊	R7. 6. 10	千第345号	なし	
31	復	復4	急傾斜地の崩壊	R7. 6. 10	千第345号	千第347号	
32	復	復5	急傾斜地の崩壊	R7. 6. 10	千第345号	千第347号	
33	平塚	平塚11	急傾斜地の崩壊	R7. 6. 10	千第345号	千第347号	
34	平塚	平塚12	急傾斜地の崩壊	R7. 6. 10	千第345号	千第347号	
35	平塚	平塚13	急傾斜地の崩壊	R7. 6. 10	千第345号	千第347号	
36	平塚	平塚14	急傾斜地の崩壊	R7. 6. 10	千第345号	千第347号	
37	平塚	平塚15	急傾斜地の崩壊	R7. 6. 10	千第345号	千第347号	
38	名内	名内1	急傾斜地の崩壊	R7. 6. 10	千第345号	なし	
39	名内	名内2	急傾斜地の崩壊	R7. 6. 10	千第345号	千第347号	

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

	地区名	所在地	指定面積 (m ²)	指定年月日	指定番号	告示番号
1	平塚2	平塚	7,721.23	H24.12.18	520	千第711号

主な防災関係機関一覧

(危機管理課、令和7年7月)

1. 千葉県

機関名	担当部局	電話番号
千葉県庁	防災対策課	043-223-2175
印旛地域振興事務所	地域防災課	043-483-1122
千葉県印旛保健所 (印旛健康福祉センター)	総務課	043-483-1133
印旛農業事務所	総務課	043-483-1125
印旛土木事務所	総務課	043-483-1140
葛南土木事務所	総務課	047-433-2421
企業局船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所	工務課	0476-46-3514
手賀沼下水道事務所	総務用地課	04-7197-3349

2. 指定地方行政機関

機関名	担当部局	電話番号
関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	048-600-6000
関東総合通信局	防災対策推進室	03-6238-1790
北関東防衛局	地方協力基盤整備課	048-600-1811
関東財務局 千葉財務事務所	総務課	043-251-7212
関東信越厚生局	総務課	048-740-0705
千葉労働局	安全衛生課	043-221-4312
関東農政局 千葉県拠点	地方参事官室総括チーム	043-224-5611
関東運輸局 千葉運輸支局	総務企画担当	043-242-7336
関東地方測量部	防災課	03-5213-2054
関東地方整備局 利根川下流河川事務所	防災担当課	0478-52-6365
関東地方整備局 千葉国道事務所	柏維持修繕出張所	04-7143-4230
東京管区气象台 銚子地方气象台	防災管理官グループ	0479-23-7705
関東経済産業局	総務課	048-600-0213
関東東北産業保安監督部	管理課	048-600-0433
関東地方環境事務所	総務課	048-600-0516

3. 指定公共機関

機関名	担当部局	電話番号
日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	043-241-7531
日本放送協会 千葉放送局	企画総務	043-203-0597
NTT東日本(株) 千葉事業部	千葉災害対策室	043-211-8652
日本郵便(株)	白井郵便局	047-491-3033
東京ガス(株)	千葉支社	043-243-8444
日本通運(株) 千葉支店	総務課	043-307-3754
佐川急便(株)	八千代営業所	047-458-1123
東京電力パワーグリッド(株) 東葛支社		03-6375-9803
(株)NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	043-301-0055

4. 指定地方公共機関

機関名	担当部局	電話番号
京葉瓦斯(株)	供給企画部災害対策室	047-325-4023
(公社)千葉県LPガス協会	事務局	043-246-1725
北総鉄道(株)	安全推進担当	047-445-3611
(一社)千葉県トラック協会	事務局	043-247-1131

(一社)千葉県バス協会	事務局	043-246-8151
千葉テレビ放送株	報道製作局報道部	043-231-3100
(株)バイエフエム	総務部	043-351-7878
手賀沼土地改良区	総務課	0476-42-2821
印旛沼土地改良区	総務課	043-484-1155

5. 警察機関

機関名	担当部局	電話番号
千葉県印西警察署		0476-42-0110
	白井分庁舎	047-498-4228

6. 消防機関

機関名	担当部局	電話番号
印西地区消防組合	消防本部	0476-46-4321
	印西西消防署	0476-47-0119
	白井消防署	047-491-1111
	西白井消防署	047-492-4321

7. 一部事務組合

機関名	担当部局	電話番号
印旛郡市広域市町村圏事務組合		043-485-0397
印西地区環境整備事業組合	庶務課	0476-46-2731
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	総務課	047-443-7497
千葉県市町村総合事務組合		043-311-4155
印旛利根川水防事務組合	栄町消防本部内	0476-95-8983

8. 公共的団体

機関名	担当部局	電話番号
(社福)白井市社会福祉協議会	事務局	047-492-5713
(公社)印旛市郡医師会		0476-27-0168
(公社)千葉県印旛郡市歯科医師会		0476-27-1894
(一社)印旛郡市薬剤師会		043-483-5810
西印旛農業協同組合		0476-48-2201
白井市商工会		047-492-0721

防災行政無線の状況

(危機管理課、令和8年3月1日)

(1) 防災行政無線固定系設置場所

種 別	設置場所	設置所在地
親局 (主制御装置)	白井市役所	白井市復 1 1 2 3 番地
遠隔制御装置	印西地区消防組合消防本部	印西市牧の原二丁目 3 番地

(2) 防災行政無線屋外拡声子局 (87局)

番号	子局名称	番 号	子局名称
1	谷田 1	45	白井 1
2	谷田 2	46	下長殿
3	清戸 1	47	白井 3
4	清戸 2	48	法目
5	桜台 1	49	白井木戸 1
6	桜台 2	50	白井木戸 4
7	桜台 3	51	白井木戸 3
8	十余一 1	52	富ヶ沢
9	十余一 2	53	復四町会
10	十余一 3	54	白井木戸 2
11	神々廻 2	55	富士 4
12	神々廻 3	56	—
13	神々廻 4	57	富士 1
14	神々廻 1	58	富士 3
15	平塚東 1	59	富士 2
16	平塚東 2	60	大松
17	平塚西	61	けやき台
18	今井 2	62	大山口 2
19	名内 1	63	大山口 1
20	今井 1	64	大山口 3
21	名内 2	65	清水口 2
22	工業団地 1	66	清水口 1
23	工業団地 2	67	清水口 3
24	工業団地 3	68	七次台 1
25	—	69	七次台 2
26	工業団地 7	70	南山 2
27	河原子	71	南山 1
28	小名内	72	堀込
29	工業団地 6	73	池の上 1
30	中 3	74	池の上 2
31	—	75	白井駅前センター
32	中 1	76	富士センター
33	中 2	77	西白井消防署
34	富塚 1	78	二部山公園
35	富塚 2	79	富塚公園
36	折立	80	北の内公園
37	富塚 3	81	白井市役所
38	富塚 4	82	堀込 2
39	中木戸 1	83	宮向井第一公園
40	中木戸 2	84	七次台 3
41	木 1	85	清水頭公園

42	木2	86	南園第十二公園
43	七次1	87	笹塚公園
44	白井2		

災害用携帯電話配置一覧

(危機管理課、令和2年11月)

1. 小中学校、出先機関等

	配置先	携帯電話No. (平時)	携帯電話No. (災害時)
小学校 (指定避難所)	白井第一小学校	4	4
	白井第二小学校	5	5
	白井第三小学校	6	6
	大山口小学校	8	8
	清水口小学校	7	7
	南山小学校	9	9
	七次台小学校	10	10
	池の上小学校	11	11
	桜台小学校	12	12
中学校 (指定避難所)	白井中学校	13	13
	大山口中学校	14	14
	南山中学校	15	15
	七次台中学校	16	16
	桜台中学校	17	17
出先機関 (指定避難所)	白井駅前センター	18	18
	西白井複合センター	19	19
	富士センター	20	20
	桜台センター	21	21
	公民センター	22	22
	白井コミュニティセンター	23	23
	西白井コミュニティプラザ	24	24
福祉施設・保育園 (福祉避難所)	福祉センター	25	25
	清水口保育園	26	26
	南山保育園	27	27
	桜台保育園	28	28
その他施設	文化センター	—	—
	白井運動公園	29	29
	障害者支援センター	—	—
	学校給食センター	—	—

2. 市役所

	配置先	携帯電話No. (平時)	携帯電話No. (災害時)
総務部	危機管理課	48 49 50	48 49 50
	総務課	47	47
	秘書課	1 2 3	1 2 3
	公共施設マネジメント課	42 43 44 45 46	—
企画財政部	企画政策課	30	30
	財政課	—	—
	課税課	—	—
	収税課	—	—
市民環境経済部	市民活動支援課	31	31
	市民課	—	32
	産業振興課	—	42
	環境課	—	—

	配置先	携帯電話No. (平時)	携帯電話No. (災害時)
都市建設部	都市計画課	—	43
	建築宅地課	—	44
	道路課	—	45 46
	上下水道課	—	—
福祉部	社会福祉課	32	—
	障害福祉課	33	33
	高齢者福祉課	34	34
健康子ども部	子育て支援課	—	—
	保育課	36	36
	健康課	35	35 41
	保険年金課	—	—
教育部	教育総務課	37 38	37 38
	学校政策課	39	39
	生涯学習課	40 41	40
	教育支援課	—	—
議会事務局	議会事務局	—	—

千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）

平成29年7月1日施行

（目的）

第一条 この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局及び千葉県国民保護対策本部等事務局並びに千葉県危機管理体制運用方針に規定する危機対応のための対策本部（以下、「千葉県対策本部」という。）事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。

（用語の定義）

第二条 本要綱において使用する用語の定義は別表1のとおりとする。

（事案の定義及び基準）

第三条 本要綱による報告や情報共有を行う場合、情報を分類するために本部事務局は事案を定義する。定義を行う基準は別表1「事案登録基準」とおりとする。

（報告の種類と時期）

第四条 報告の種類と報告時期は別表1「報告の種類と時期」とおりとする。

（報告方法）

第五条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステム（物資に関する報告を行う場合については物資調達・輸送調整等支援システム。以下この条において同じ。）を使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。

（情報の正確性）

第六条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。

（対象範囲）

第七条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。

（情報の取扱）

第八条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。

（システムによる情報共有）

第九条 事務局情報班は、収集した情報をシステムに登録し、他の組織と共有する。ただし、システムが使用できない場合にあつては電子メール、電話またはファックス等その他適切な手段により共有する。

（報道発表等による情報共有）

第十条 前項の規定によらず、広報班は報道発表、県庁Webサイト、防災ポータルサイト等の手段を用いて、他の組織への情報共有及び県民への情報提供を行う。

（個人情報保護に関する特例）

第十一条 この要綱に基づいて県が行う情報の収集については、千葉県個人情報保護条例第八条第三項第四号の規定により、本人以外から行うことができる。

（情報共有に関する事務及びシステムの運用）

第十二条 情報共有に関する事務総括及びシステムの運用は情報班が行う。

（物資資源管理情報に関する事務）

第十三条 物資資源管理情報に関する情報共有は物資支援班が行う。

（避難所等情報に関する事務）

第十四条 避難所等情報に関する情報共有は被災者支援班が行う。

（システムのメンテナンス）

第十五条 情報の共有に使用するシステムのメンテナンスは通信システム班が行う。

（システム、電話等）

第十六条 情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部局及び市町村等から情報を収集し、

その取りまとめを行う。

(現地への職員の派遣)

第十七条 現地派遣班は、事務局長の指示により編成され、被災地に派遣されることで現地の情報を収集する。

(航空機)

第十八条 航空運用調整班は、緊急に情報を収集する必要がある場合、次の組織にヘリコプター等による空撮映像の配信を、各組織で定められた規定等に基づいて依頼する。

一 陸上自衛隊

二 海上自衛隊

三 千葉県警察本部

四 千葉市消防局（緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部）

五 海上保安庁

六 その他

(その他の手段)

第十九条 情報班は、テレビ、インターネット、高所監視カメラその他のあらゆる手段を用いて必要な情報を収集する。

(災害対策本部等設置前の対応)

第二十条 千葉県災害対策本部若しくは千葉県国民保護対策本部等又は千葉県対策本部が設置されない場合において、本要綱に事務局（事務局に置く各班を含む。）とあるものは、千葉県地域防災計画に基づく対応は防災対策課、千葉県国民保護計画及び千葉県危機管理体制運用方針に基づく対応は危機管理政策課と読み換えるものとする。

(即時報告)

第二十一条 各部または各支部は、所管する課または出先機関について別表1「報告の種類と時期」の即時報告に指定する情報のほか、庁舎の被災状況、職員の参集状況、参集時に覚知した情報等を事務局に報告する。

(随時報告)

第二十二条 各部または各支部は、別表2、3に規定する報告内容を覚知した場合は直ちに報告する。

(報告内容)

第二十三条 各部で報告する内容とその所管課、指定様式は別表2のとおり。

(支部災害派遣職員)

第二十四条 各支部が派遣した災害派遣職員の得た情報は、随時事務局に報告する。

(情報の報告窓口)

第二十五条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。

(報告様式)

第二十六条 市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表3のとおり。

(認定のない情報の報告)

第二十七条 市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。

(被害情報の認定)

第二十八条 市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。

別表1 用語の定義

用語	定義
報告	事務局が別表2、3に規定する組織から情報を受け取ること。
情報共有	事務局及び別表2、3に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。
システム	千葉県防災情報システムのこと。
事案登録	情報の報告、共有を行うために事案を分類し、定義すること。
事案登録基準	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で震度5弱以上の地震が発生した場合。 ・県内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。 ・県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。 ・市町村に災害対策本部が設置された場合。 ・災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると事務局が認めた場合。 ・上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。 ・上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。
報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none"> ・【即時報告】定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告（各部、各支部及び市町村）。 ・【随時報告】情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・【定時報告】対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告（原則として午前10時及び午後3時時点での情報を30分以内）。 ・【平時報告】事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は防災対策課が別途指定する。
物資資源管理情報	<p>災害その他の事案で使用する食糧、資機材等の情報及びそれらを集積、備蓄、配送するために必要な情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県備蓄倉庫（県有及び民間倉庫）の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・市町村の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・県及び市町村備蓄物資の品目及び数量。
避難所等情報	<p>災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所（指定外を含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・緊急避難場所（指定外含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。

別表2 各部局における報告一覧表

※印：参考様式【その他】を使用する。

所管課	報告内容	報告様式
学事課	各私立学校（園）に関する情報	※
水政課	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報（企業局管轄分を除く）。	参考様式 【水政課・企業局】
空港地域振興課	航空機事故、ゲリラ事件、航空機爆破予告・ハイジャック予告、落下物、石油パイプライン事故等。	※
交通計画課	県内鉄道の被害及び運行状況	参考様式 【交通計画課】
健康福祉政策課	部内各課が必要とする物資及び資機材情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）	※
医療整備課	DMA Tの活動に関する情報	参考様式 【医療整備課（DMAT）】
	病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報	参考様式

		【医療整備課（病院）】
薬務課	県の医薬品備蓄量、市町村の医薬品必要情報	参考様式 【薬務課】
大気保全課	大気汚染等事故情報、放射性物質事故情報、光化学スモッグ注意報等大気汚染緊急時情報、光化学スモッグ被害情報、東京湾沿岸広域異臭発生情報	参考様式 【大気保全課】
水質保全課	異常水質情報	参考様式 【水質保全課】
自然保護課	野鳥における高病原性鳥インフルエンザ情報	※
農林水産政策課	農林水産被害情報	参考様式 【農林水産部】
畜産課	急性悪性家畜伝染病発生情報	参考様式 【畜産課】
県土整備政策課	公共土木施設被害情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）	参考様式 【県土整備部】
道路環境課	道路被害情報及び通行規制情報	参考様式 【県土整備部】
河川環境課	水防・土砂災害情報	参考様式 【県土整備部】
港湾課	港湾施設被害情報	参考様式 【県土整備部】
下水道課	下水道施設被害情報	参考様式 【県土整備部】
企業局	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報及び応急給水資機材情報（企業局管轄分）	参考様式 【水政課・企業局】
病院局	県立病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報	※
教育庁	文教施設被害及び公立学校の避難所状況（千葉市立を除く公立小・中・高・特別支援学校）	※
関係課	消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	消防庁様式（災害即報4号様式）

別表3 市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式1（人的被害）
住家等被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式2（住家等被害）
交通規制・道路被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式3（交通規制・道路被害）
その他の被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式4（その他の被害）
避難指示等に関する情報	市町村	様式5（避難指示等）
物資資源管理に関する情報	市町村	様式6（物資情報）
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式7（避難所等情報）
消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	市町村	消防庁様式（災害即報4号様式）

(別表) 被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 (※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。)	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めたい場合は、軽傷者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に 1 棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各 1 棟として計上する。 5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は 1 棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ）の経済的被害を	

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害		住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的は、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。
非住家被害	病院	医療法第1条第1項に規定する病院(患者20人以上の収容施設を有するもの)とする。	
	罹災世帯	1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
道路被害	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。(農業用道路、林道等は含まない) 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほ

区分	被害項目	認定基準	備考
			か、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	がけくずれ		
	地すべり	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
その他被害	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破壊等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。
その他被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	海岸	海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。	
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸	

区分	被害項目	認定基準	備考
		戸数とする。	数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感じて作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
	ブロック 石塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	田の流失 埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。	
	畑の流失 埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	畑の冠水		
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
活動体制	庁内各部局 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後 30 分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握しがない場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。

気象警報・注意報の発表基準

(銚子地方気象台、令和7年5月29日)

白井市	府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北西部	
	市町村等をまとめた地域		印旛	
警 報	大雨	浸水害	表面雨量指数基準	20
		土砂災害	土壌雨量指数基準	123
	洪水	流域雨量指数基準		神崎川流域=6.5
		指定河川洪水予報 よる基準		利根川中流部[取手・押付]
	暴風	平均風速		20m/s
	暴風雪	平均風速		20m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ10cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準		10
		土壌雨量指数基準		89
	洪水	流域雨量指数基準		神崎川流域=5.2
	強風	平均風速		13m/s
	風雪	平均風速		13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%		
	低温	夏季(最低気温):銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下		
霜	晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

特別警報の発表基準

(気象庁、令和4年8月)

現象の種類	特別警報発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
地震(地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)または長周期地震動階級4を特別警報に位置付ける。)

災害派遣手当の支給に関する規則

平成8年12月24日

規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和35年条例第1号。以下「条例」という。)第21条の3の規定により、災害派遣手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成18年規則25号〕)

(災害派遣手当の支給対象期間)

第2条 条例別表第5中「滞在した期間」は、本市に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)が本市の区域内の最初の滞在地に到着した日から最後の滞在地を出発した日の前日までの期間とする。

(一部改正〔平成18年規則25号〕)

(災害派遣手当の支給方法)

第3条 災害派遣手当の給与期間は、月の1日から末日までの期間とし、給与期間の災害派遣手当は次の給与期間における給料の支給日に支給する。ただし、必要があると認められる場合には、任命権者(市長以外の任命権者は市長と協議して)は別に支給日を定めることができる。

2 前項に規定する支給日前に派遣職員の派遣期間が終了したとき、又は派遣職員が本市職員としての身分を失ったときは、前項の規定にかかわらず、その際災害派遣手当を支給する。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 <略>

自衛隊の災害派遣要請及び撤収依頼様式

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考になるべき事項

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

市町村長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

白井市防災資機材等交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域住民が自主防災組織（以下「組織」という。）の育成を図るため、予算の範囲内において、この要綱に基づき、当該組織に対し防災資機材等の交付をする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自主防災組織 自治会、区、町会又は地理的に一団地を形成する地域住民等を単位として、自主的な防災活動を目的に概ね30世帯以上で結成される団体であって、市長に自主防災組織設立届出書（別記第1号様式）の提出があったものをいう。
- 二 地区防災計画 組織が地震その他の災害に際して迅速かつ適切な防災活動ができるよう、あらかじめ必要な事項を定めたものをいう。

(交付資機材等)

第3条 市長が交付する防災資機材の種目及び1組織あたりに交付する防災資機材等整備経費の限度額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 組織に市長が交付する防災資機材を格納する施設がないときは、格納庫の交付を行うことができる。ただし、格納庫を設置する用地は、当該組織において用意しなければならない。
- 3 前2項の防災資機材等の交付は、1組織につき1回限りとする。

(交付申請)

第4条 前条に規定する防災資機材等の交付を受けようとする組織（以下「申請者」という。）は、自主防災資機材等交付申請書（別記第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 一 自主防災組織の規約、構成員名簿及び組織図
- 二 地区防災計画書及び年間事業計画書
- 三 その他市長が必要と認めるもの

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、自主防災資機材等交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 申請者は、防災資機材等の交付を受けるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 防災資機材等は、常に良好な状態で使用できるよう適正な維持管理を行うこと。
- 二 防災資機材を利用した防災訓練を行うこと。
- 三 防災資機材等に係る修理、補充、交換等は、申請者の負担により行うこと。
- 四 防災資機材等は、他に譲渡してはならない。

(資機材等の交付及び受領)

第7条 申請者は、防災資機材等の交付を受けたときは、自主防災資機材等受領書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定等の取消し等)

第8条 市長は、組織が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定による交付決定を取消し、又は交付した資機材等の全部若しくは一部を返還させることができる。

- 一 虚偽又は不正な手段により交付決定又は防災資機材等の交付を受けたとき。
- 二 組織を解散したとき。
- 三 第6条各号に掲げる事項に反したとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則 <略>

別表（第3条第1項）

交付対象防災資機材等の種目	交付防災資機材等整備経費の限度額			
	区分	基準（世帯数）	限度額（千円）	
			格納庫を含まない場合	格納庫を含む場合
消火器、消火バケツ、ヘルメット、ラジオ、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗（ポール付）、テント、はしご、担架、救急医療セット、ロープ、防水シート、発電機、その他防災活動に必要な資機材	1	100以下	400	500
	2	101 ～200	500	600
	3	201以上	600	700

注

- 1 基準は、当該自主防災組織の加入世帯数とする。
- 2 格納庫の交付は、組織に格納する施設がない場合に限る。

別記 <略>

自主防災組織一覧

(危機管理課、令和6年7月)

No	組 織 名	No	組 織 名
1	南山1丁目自治会防災協力隊	33	西白井1丁目自治会防災会
2	中木戸地区桜ヶ丘自治会防災会	34	グランピア西白井団地防災会
3	七次台三丁目自治会防災会	35	桜台6番街団地防災会
4	堀込第五防災会	36	アーバンエクセル白井C・D棟自主防災会
5	池の上三丁目防災会	37	プリスタ団地管理組合
6	堀込第三住宅防災会	38	七次台自治会防災隊
7	エクセレントタウン自治会防災会	39	南山第一住宅管理組合
8	堀込第1住宅管理組合 防災コミュニティ会	40	アーバンエクセル白井A・B棟自主防災会
9	清水口第一地区自治会防災部	41	富士自治会防災会
10	パークハイツ南山自治会	42	野口自治会防災会
11	七次台4丁目自治会防災部会	43	西白井二丁目自治会防災会
12	桜台4番街自主防災会	44	中銀白井マンション防災会
13	大山口一丁目東自治会防災会	45	コープシティ桜台自主防災会
14	堀込第4住宅防災会	46	白井工業団地住民会
15	桜苑式番街自衛消防組織会	47	栄区防災会
16	池の上1丁目南地区自主防災組織	48	アーベイン西白井防災委員会
17	ライフブロード西白井自治防災会	49	白井小町自主防災組織
18	けやき台自主防災委員会 (プラザ西白井1番街)	50	清水口第二住宅防災会
19	桜苑老番街自治会防災会	51	ひまわり自治会防災会
20	大山口1丁目自治会防災会	52	グリーン南山自主防災組織
21	ガーデンハウス白井町会防災会	53	桜台三丁目防災会
22	南山2丁目自治会防災会	54	白井ロジュマン自治会防災会
23	清水口八幡自治会防災会	55	富士東自治会防災会
24	南山3丁目自治会防災会	56	大松自治会防災部会
25	清水口団地自治会防災会	57	ライオンズ白井ステーションプラザ自主防災組織
26	堀込第二住宅防災会	58	南園区第一防災会
27	大山口二丁目防災会	59	南園区第二防災会
28	清水口第3住宅防災会	60	星と時のヴィレッジ自治会防災組織
29	池の上2丁目自治会防災会東ブロック	61	木戸自治防災会
30	池の上2丁目自治会防災会西ブロック	62	白井自治会防災会
31	清水口第4住宅防災会	63	笹塚3丁目自治会防災会
32	清水口3丁目自治会防災会		

医療機関等一覧

(1) 市内の医療機関

(健康課、令和6年6月)

名 称	所在地	電話番号
奥澤整形外科医院	復1589-1	491-8260
瀬野外科胃腸科医院	根120-14	492-0720
伊藤診療所	復1450-23	491-1888
ちよだクリニック	根76-8	491-0221
ニュータウンクリニック	清水口3-25-1	491-8051
菊地医院	根1720-7	492-2121
白井眼科クリニック	清水口3-25-2	491-1115
森川産婦人科クリニック	大山口2-3-3	492-3511
桜台メディカルクリニック	桜台2-5-2	491-6668
西白井クリニック	根1778-6	498-3333
白井由井内科	堀込1-2-7 白井Fビル2F	492-1115
もりや内科・呼吸器科クリニック	富士129-29	498-6622
せきかわ整形外科	富士129-30	498-5005
とりうみこどもクリニック	富士129-31	498-7788
駅前ファミリアクリニック 西白井	清水口2-6 白光舎西白井駅前ビル1F	497-1237
徳田クリニック	清水口1-1-25	492-8981
白井駅前せあらしクリニック	笹塚 2-2-2	497-0072
しだ内科・消化器科クリニック	根 1970-1-2	498-3715
白井さとう眼科	根 1970-1	498-0011
若林皮ふ科	富士 136-53	441-4112
アインズ診療所	南山 2-2-3	468-8800
白井聖仁会病院	笹塚 3-25-2	491-3111
北総白井病院	根 325-2-1	492-1001
千葉白井病院	復 1439-2	497-6800

(2) 市内の歯科診療所

(健康課、令和6年1月)

名 称	所在地	電話番号
斎藤歯科医院	復1465	492-0557
広瀬歯科医院	南山2-2-6	491-8338
西白井歯科医院	大山口2-3-5	491-0821
吉岡歯科クリニック	根1741-7	491-5010
白井歯科クリニック	神々廻1889-9	491-8841
セントラル歯科	清水口1-1-25 セントラルビル1F	492-2966
高野台歯科	富士58-1	445-6765
富塚歯科医院	折立388-12	491-1500
鈴木歯科クリニック	富士137-76	443-3230
ライオン歯科	根1720-10	491-7181
あまり歯科医院	堀込1-1-25	492-2341
タマキ歯科医院	富士1-59	446-9900
オリオン歯科医院	大松1-22-11	491-4618
なつみ歯科クリニック	桜台2-7-1	498-0808
さくら歯科クリニック	清水口1-2-9北総ビル1F	492-4618
あいだ歯科クリニック	西白井3-14-47	491-1637
ほんま歯科クリニック	堀込1-2-7 白井Fビル2F	498-1182
すまいる歯科 (在宅歯科)	清水口 1-2-5 福田第一ビル 2F	498-1012
けやき台鈴木歯科	けやき台 1-2-2 澤田ビル 2F	497-4182
トータル歯科医院	笹塚2-2-2 2F	491-0083
しろいファミリー歯科	堀込1-1-1 1F	491-4912
マルジン歯科	根1780	492-8211
グレースデンタルメディカルクリニック北総分院	南山 2-1-2-2 プラザ南山	497-2481
和奏 (わかな) デンタルクリニック	根1709-3 湯浅ビル1F	401-4618
ハーツデンタルクリニック西白井駅前	清水口1-1-4	401-1161
千葉ニュータウンみどり歯科	桜台 1-1-13	402-4617

名 称	所在地	電話番号
かわおと歯科	根 1970-4	401-0270
ファミリー歯科にししろい	清水口 1-1-30 1F	492-4923
桜台メディカルクリニック (歯科)	桜台2-5-2	404-7200

(3) 印旛郡市の主な救急告示医療機関 (千葉県健康福祉部医療整備課令和5年6月7日現在)

名称	所在地	電話番号
医療法人社団威風会栗山中央病院	四街道市栗山906-1	043-421-0007
医療法人徳洲会四街道徳洲会病院	四街道市吉岡1830-1	043-214-0111
東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市下志津 564-1	043-462-8811
医療法人徳洲会成田富里徳洲会病院	富里市日吉台 1-1-1	0476-93-1001
医慮法人鳳生会成田病院	成田市押畑 896	0476-22-1500
医療法人社団育誠會北総栄病院	印旛郡栄町安食 2421	0476-95-6811
日本医科大学千葉北総病院	印西市鎌苅 1715	0476-99-1111
聖隷佐倉市民病院	佐倉市江原台 2-36-2	043-486-1151
医療法人社団樹々会日吉台病院	富里市日吉台 1-6-2	0476-92-0001
医療法人社団白翔会千葉白井病院	白井市復 1439-2	047-497-6800
医療法人社団聖仁会白井聖仁会病院	白井市笹塚 3-25-2	047-491-3111
成田赤十字病院	成田市飯田町 90-1	0476-22-2311
医療法人社団愛信会佐倉中央病院	佐倉市栄町 20-4	043-486-1311
医療法人甲辰会海保病院	八街市八街ほ 386	043-443-1101
医療法人みつや会新八街総合病院	八街市八街ほ 137-1	043-443-7311
医療法人社団東光会北総白井病院	白井市根 325-2-1	047-492-1001
独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市鹿渡 934-5	043-422-2511
医療法人平成博愛会印西総合病院	印西市牧の台 1-1-1	0476-33-3000
医療法人社団樹徳会佐倉整形外科病院	佐倉市大崎台 4-3-5	043-483-2552
国際医療福祉大学成田病院	成田市畑ヶ田 852	0476-35-5576

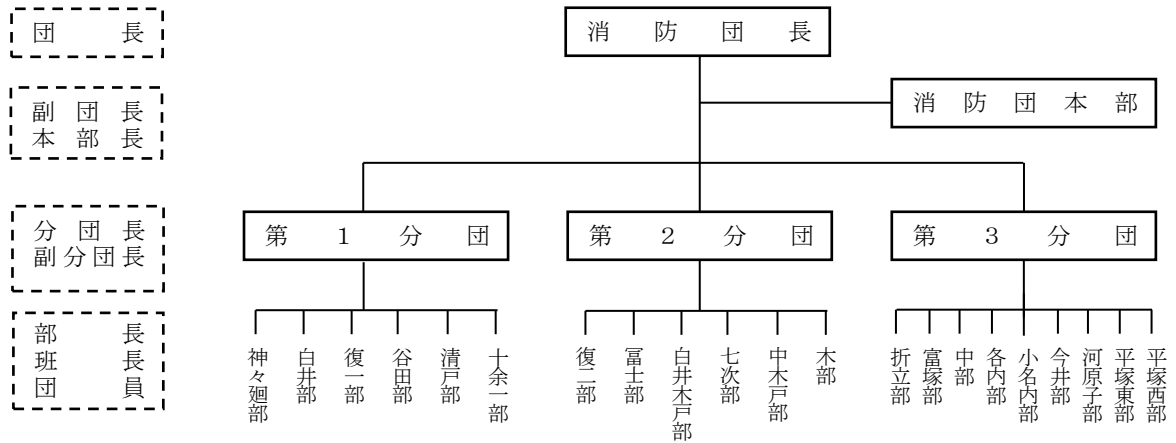
(4) 市内の薬局一覧 (保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けたもの)

(関東信越厚生局、令和6年12月2日作成)

名 称	所在地	電話番号
薬局マツモトキヨシ白井店	富士 102-1	441-5855
さくら薬局白井店	根 479-35	492-5722
薬局マツモトキヨシ 西白井店	けやき台 1-1-3	497-0320
ウエルシア薬局白井十倉一店	十倉一 50-5	498-3577
カワチ薬品白井店	笹塚 1-1-1	492-7461
ささのは薬局	根 120-48	498-0088
薬局くすりの福太郎白井駅前店	堀込 1-2-7 白井Fビル 1F	498-1156
アイン薬局西白井店	根 1778-8	497-6166
なのはな薬局白井店	清水口 3-27-2	498-3620
レモン薬局白井店	根 268-7	402-2524
みんなの薬局 白井富士店	富士 118-4	497-8744
アイセイ薬局白井店	富士 129-28	441-3070
調剤薬局マツモトキヨシ西白井駅前店	清水口 1-1-25 西白井駅前ビル 1F	498-0015
ウエルシア薬局白井富士店	富士 120-3	441-1217
あけぼの薬局 西白井店	根 1970-1-1	498-1189
健栄 しらい薬局	南山 2-2-2	404-6370
ウエルシア薬局西白井店	清水口 1-1-26	492-2911
ピュア薬局白井店	復 1441-1	404-1885
薬樹薬局 白井	根 479-21	492-3001
ポラン薬局	笹塚 2-2-2 コスビル 101	436-8565
健栄 さくら台薬局	桜台 2-5-2	498-1160
ヤックスドラッグ白井薬局	西白井 1-19-26	407-2644
岡澤薬局 白井駅前店	堀込 1-1-27	440-8280
クスリのアオキ桜台薬局	桜台 2-13-1	497-8721
クスリのアオキ白井薬局	根 120-2	402-3566

白井市消防団組織図

(危機管理課、令和2年4月1日)



各分団の管轄区域

団名	部名	管轄区域
第一分団	神々廻部	神々廻、白井、復の一部、根の一部、十余一、清戸、武西、谷田、桜台、笹塚の一部
	白井部	
	復(一)部	
	十余一部	
	清戸部	
	谷田部	
第二分団	復(二)部	復の一部、根の一部、大松、富士、木、清水口、南山、堀込、大山口、七次台、池の上、けやき台、野口、笹塚の一部、西白井の一部
	富士部	
	白井木戸部	
	七次部	
	中木戸部	
	木部	
第三分団	折立部	折立、富塚、中、名内、今井、河原子、平塚、西白井の一部
	富塚部	
	中部	
	各内部	
	小名内部	
	今井部	
	河原子部	
	平塚東部	
	平塚西部	

消防団消防車両配備一覧

(危機管理課、令和6年4月1日)

団名	配備先	車種	車両年式	ポンプ級	ポンプ年式
		事務局	指揮車(ワゴン乗用車)	H10	—
第一分団	神々廻部	小型動力ポンプ積載車	H13	B-3	H13
	白井部	小型動力ポンプ積載車	H16	B-3	H16
	復(一)部	小型動力ポンプ積載車	H18	B-3	H18
	十余一部	小型動力ポンプ積載車	H16	B-3	H16
	清戸部	小型動力ポンプ積載車	H18	B-3	H18
	谷田部	小型動力ポンプ積載車	H13	B-3	H13
第二分団	復(二)部	小型動力ポンプ積載車	H13	B-3	H13
	富士部	小型動力ポンプ積載車	H12	B-3	H12
	白井木戸部	小型動力ポンプ積載車	H20	B-3	H20
	七次部	小型動力ポンプ積載車	R4	B-3	R3
	中木戸部	小型動力ポンプ積載車	R5	B-3	R4
	木部	小型動力ポンプ積載車	R6	B-3	R5
第三分団	折立部	小型動力ポンプ積載車	H14	B-3	H14
	富塚部	小型動力ポンプ積載車	H24	B-2	H24
	中部	小型動力ポンプ積載車	H16	B-3	H16
	名内部	小型動力ポンプ積載車	H14	B-3	H14
	小名内部	小型動力ポンプ積載車	H18	B-3	H18
	今井部	小型動力ポンプ積載車	H13	B-3	H13
	河原子部	小型動力ポンプ積載車	H16	B-3	H16
	平塚東部	水槽付消防ポンプ自動車	H16	A-2	H16
	平塚西部	小型動力ポンプ積載車	H19	B-3	H19

消防水利状況

(危機管理課、令和6年4月1日)

種別	防火水槽		消火栓		井戸	プール 河川等	計
	20~40 ^ト 未満	40 ^ト 以上	公設	私設			
施設数	136	257	636	18	—	27	1,074

危険物製造所等の件数

(印西地区消防組合、令和6年4月1日)

施設区分		件数	施設区分		件数
貯蔵所	屋内貯蔵所	41	取扱所	給油取扱所	27
	屋外タンク貯蔵所	21		第一種販売取扱所	0
	室内タンク貯蔵所	3		一般取扱所	32
	地下タンク貯蔵所	28		小計	59
	簡易タンク貯蔵所	0		製造所	5
	移動タンク貯蔵所	115			
	屋外貯蔵所	37			
	小計	245	合計	309	

緊急消防援助隊の運用に関する要綱（抜粋）

令和4年6月24日改正

（目的）

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

（指揮本部の設置）

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。

- (3) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。
- 3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げ

る者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本部長の役割を担うものとする。

- (1) 第1順位 指揮支援隊長
 - (2) 第2順位 都道府県大隊長
 - (3) 第3順位 統合機動部隊長
 - (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(消防庁職員の現地派遣)

第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 報道機関への対応に関すること。
 - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通

信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防本部の受援計画)

第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応援体制の強化を図るものとする。

緊急通行車両等の確認申請様式

第3号様式

(警察署) 第 号

災害 地震防災 原子力災害 国民保護措置用 千葉県公安委員会 様 緊急通行車両等確認申請書 年 月 日 申請者 住所 氏名 印	
自動車登録番号	1 警報(警報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急の復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の際、拡大防止等(警備)
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載)	緊急輸送() 品名等 1飲料水・食糧 2建築資材等 3衣料・寝具 4日用雑貨品 5医薬品 6その他()
使用者	住所
	氏名
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出 発 地 目 的 地
備 考	

注1: 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

注2: 緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を一つだけ○で囲んでくだ

第10号様式

(警察署) 第 号

千葉県公安委員会 様 規制除外車両確認申請書 年 月 日 申請者 住所 氏名 印	
自動車登録番号	
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載)	
使用者	住所
	氏名
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出 発 地 目 的 地
備 考	

備考: 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

(千葉県地域防災計画資料編、平成 29 年度)

	名 称	所 在	電話番号	ヘリポートの 広さ (m)
1	白井中学校	根54	492-0524	100×55
2	南山中学校	南山1-6-1	492-1441	100×80
3	池の上小学校	池の上2-21	492-2611	90×60
4	清水口小学校	清水口2-3-1	491-8070	110×90
5	大山口中学校	大山口2-1-1	491-8091	90×90
6	七次台中学校	七次台1-21-1	491-1275	110×70
7	桜台小学校	桜台3-28	492-7011	110×60
8	白井第一小学校	根105	492-0513	70×40
9	白井第二小学校	中181-2	492-0020	85×55
10	白井第三小学校	根336-15	491-8181	90×65
11	大山口小学校	大山口2-2-1	491-8030	80×70
12	南山小学校	南山1-7-1	491-8071	100×80
13	七次台小学校	七次台3-17-1	491-5780	110×60
14	桜台中学校	桜台3-27	492-7020	110×70
15	白井運動公園	神々廻1728-1	497-0222	105×100
16	富士南園広場	富士209-1	492-1111	130×110
17	白井総合公園芝生広場	復1422-10	492-1111	70×70

指定緊急避難場所・指定避難所等一覧

(危機管理課、令和6年4月)

(1) 指定緊急避難場所

地域 (小学校区)	施設名	所在地	対象災害			屋外スペース	
			洪水	崖崩れ	地震	収容人数	面積
白井第一 小学校区	白井総合公園	復 1422-10	○	○	●	38,900 人	38,900 m ²
	白井第一小学校 (グラウンド)	根 105	○	○	○	7,120 人	7,129 m ²
	白井中学校 (グラウンド)	根 54	○	○	○	10,690 人	10,698 m ²
	白井コミュニティセンター	復 1458-1	○	◎	—	—	386 m ²
	白井運動公園	神々廻 1728-1	○	○	○	52,680 人	52,689 m ²
白井第二 小学校区	白井第二小学校 (グラウンド)	中 181-2	○	○	○	6,600 人	6,604 m ²
	公民センター	中 98-17	◎	◎	—	—	700 m ²
白井第三 小学校区	白井第三小学校 (グラウンド)	根 336-15	○	○	○	9,960 人	9,964 m ²
	富士センター	富士 239-2	○	○	—	—	1,425 m ²
	開拓広場	富士 37	○	○	○	1,360 人	1,366 m ²
	富士公園	富士 129-1	○	○	○	12,720 人	12,725 m ²
大山口 小学校区	大山口小学校 (グラウンド)	大山口 2-2-1	○	○	○	9,380 人	9,384 m ²
	大山口中学校 (グラウンド)	大山口 2-1-1	○	○	○	13,890 人	13,895 m ²
	西白井コミュニティプラザ	西白井 2-16-1	○	○	—	—	552 m ²
	富塚公園	西白井 2-17	○	○	○	3,020 人	3,025 m ²
清水口 小学校区	清水口小学校 (グラウンド)	清水口 2-3-1	○	○	○	13,760 人	13,765 m ²
	西白井複合センター	清水口 1-2-1	○	○	—	—	850 m ²
	七次第一公園	清水口 2-2	○	○	○	8,530 人	8,538 m ²
七次台 小学校区	七次台小学校 (グラウンド)	七次台 3-17-1	○	○	○	10,400 人	10,405 m ²
	七次台中学校 (グラウンド)	七次台 1-21-1	○	○	○	14,270 人	14,274 m ²
池の上 小学校区	池の上小学校 (グラウンド)	池の上 2-21	○	○	○	10,740 人	10,744 m ²
	白井木戸公園	池の上 2-22	○	○	○	13,360 人	13,367 m ²
	白井高等学校 (グラウンド)	池の上 1-8-1	○	○	○	14,000 人	14,000 m ²
南山 小学校区	南山小学校 (グラウンド)	南山 1-7-1	○	○	○	14,430 人	14,434 m ²
	南山中学校 (グラウンド)	南山 1-6-1	○	○	○	16,770 人	16,777 m ²
	白井駅前センター	堀込 1-2-2	○	◎	—	—	429 m ²
	南山公園 (噴水広場)	南山 1-4	○	○	○	4,360 人	4,367 m ²
桜台 小学校区	桜台小学校 (グラウンド)	桜台 3-28	○	○	○	10,970 人	10,971 m ²
	桜台中学校 (グラウンド)	桜台 3-27	○	○	○	11,920 人	11,929 m ²
	桜台センター	桜台 2-14	○	◎	—	—	482 m ²
合計						309,830 人	323,014 m ²

(注) ●は、地震等で広域延焼火災が発生した場合の広域避難場所を兼ねる。

◎は、洪水又は土砂災害が発生するおそれがあるときに早期に開設する避難場所で、屋内施設(次表の指定避難所の「収容スペース」参照)に収容する。

(2) 指定避難所

地域 (小学校区)	NO	施設名	開設順		収容スペース (屋内)		
			地震	風水害	室名	収容人数	面積
白井第一 小学校区	1	白井第一小学校	①	②	体育館	130人	532㎡
	2	白井中学校	①	②	体育館、柔剣道場	390人	1,570㎡
	3	白井コミュニティセンター	②	①	多目的ホール、会議室×2、和室×2	110人	476㎡
白井第二 小学校区	4	白井第二小学校	①	②	体育館	140人	570㎡
	5	公民センター	②	①	レクリエーションホール、和室×2、会議室、児童ルーム、相談室、集会室、作法室、視聴覚室	160人	648㎡
白井第三 小学校区	6	白井第三小学校	①	②	体育館	130人	550㎡
	7	富士センター	②	②	大集会室、学習室(児童ルーム)、集会室、休養室×2、視聴覚室	120人	499㎡
大山口 小学校区	8	大山口小学校	①	②	体育館	140人	578㎡
	9	大山口中学校	①	②	体育館、柔剣道場	250人	1,012㎡
	10	西白井コミュニティプラザ	②	②	会議室×3、子供室、和室×2	60人	250㎡
清水口 小学校区	11	清水口小学校	①	②	体育館	140人	592㎡
	12	西白井複合センター	② [●]	②	レクリエーションホール、多目的室、遊戯室、老人憩いの家、学習室、集会室、視聴覚室、作法室、研修室	230人	951㎡
七次台 小学校区	13	七次台小学校	①	②	体育館	150人	611㎡
	14	七次台中学校	①	②	体育館、柔剣道場	290人	1,165㎡
池の上 小学校区	15	池の上小学校	①	②	体育館	180人	740㎡
	16	白井高等学校	② [●]	②	体育館	240人	960㎡
南山 小学校区	17	南山小学校	①	②	体育館	130人	525㎡
	18	南山中学校	①	②	体育館、柔剣道場	290人	1,174㎡
	19	白井駅前センター	② [●]	①	レクリエーションホール、小学生ルーム、中高生ルーム、チャイルドルーム、老人憩いの家、研修室×2、作法室、視聴覚室	170人	684㎡
桜台 小学校区	20	桜台小学校	①	②	体育館	190人	766㎡
	21	桜台中学校	①	②	体育館、柔剣道場	270人	1,106㎡
	22	桜台センター	②	①	レクリエーションホール、視聴覚室、作法室、研修室、遊戯室、集会室、学習室	160人	645㎡
計						4,070人	16,604㎡

(注) ①は、発災時又は発災するおそれがある場合に最初に開設する「一次避難所」。

②は、一次避難所だけでは避難者を収容しきれない場合などに状況をみて開設する「二次避難所」。

●は、発災時に帰宅困難者への情報提供、避難所への案内、避難受入れのために開設する避難所。

※収容人数は、通路等を含めて1人当たり4㎡として、有効面積を割った数。

(3) 福祉避難所 (指定避難所)

NO	施設名	所在地	収容スペース (屋内)			適用
			室名	収容数	面積	
1	福祉センター	清戸 766-1	娯楽室、集会室、プレイルーム、研修室、会議室	200人	831㎡	
2	清水口保育園	清水口 2-8-1	保育室×10、遊戯室、子育て支援センター	190人	775㎡	乳幼児用
3	南山保育園	南山 1-7-1	保育室×8、遊戯室、子育て支援センター	160人	668㎡	乳幼児用
4	桜台保育園	桜台 2-9	保育室×6、遊戯室	100人	416㎡	乳幼児用

(注) 保育園は、園児を預かる本来業務を優先し、福祉避難所として利用可能な場合に開設。

主な防災備蓄物資一覧

(危機管理課、令和6年5月)

1. 水・食料等

品目	単位	小中学校・高校※ ¹	出先機関※ ²	その他
アルファ米	食	2,900	各150(計1,200)	農業センター:13,200 運動公園:150
おかいゆ	食	150		農業センター:150
液体ミルク	缶			保健福祉センター:192(240ml)
哺乳びん	個			農業センター:300 保健福祉センター:192(使い捨て用)
水ペットボトル	本	6,624(0.5ℓ)	各60(計480/2ℓ)	運動公園:240(0.5ℓ) 農業センター:480(2ℓ)、8,736(0.5ℓ)

2. 生活用品

品目	単位	小中学校・高校※ ¹	出先機関※ ²	その他
間仕切り	セツ	小:各80 中:各130 高:50(計1,420)	各20(計160)	農業センター:80 運動公園:3
毛布	枚	各200(計3,000)	各30(計240)	農業センター:340 保健福祉センター:38 白井総合公園:100 運動公園:30
エアマット	枚	各200(計3,000)		農業センター:80 運動公園:60
ダンボールベッド	台			運動公園:12
乳幼児用簡易ベッド	個	各5(計75)		保健福祉センター:5
紙おむつ(乳幼児用)	枚	小:各1,764(計15,876)		農業センター:2,104(新生児用)、6,246(乳幼児用)
紙おむつ(大人用)	枚	小:各594(計5,346)		農業センター:72
生理用品	枚			農業センター:21,960
仮設トイレ	台	各2(計30)		農業センター:30 白井消防署:5 白井総合公園:10
携帯トイレセット	セツ	各1,000(計15,000)	各100(計800)	農業センター:17,100 白井運動公園:100 白井総合公園:2,000 白井消防署:80
災害用トイレレットパー	巻	各48(計720)		白井総合公園:144 富士公園:150
懐中電灯・LEDランタン	個	各10(計150)	各4(計32)	運動公園:4 白井総合公園:25 農業センター:215
飲料水袋	枚	各10(計150)		農業センター:4,200 白井総合公園:50

3. 救急用品

品目	単位	小中学校・高校※ ¹	出先機関※ ²	その他
簡易ベッド	台	小:各32 中:各52、高:2(計550)		農業センター:252 白井総合公園:2

担架	台	各4 (計60)		保健福祉センター:9 農業センター:4 白井総合公園:4
救急箱	箱	各2 (計30)		白井総合公園:2
救急シート	枚	各200 (計3,000)		白井総合公園:100 農業センター:100
タオル	枚	各200 (計3,000)		保健福祉センター:159 農業センター:200 白井総合公園:200

4. 炊き出し用品

品目	単位	小中学校・高校※ ¹	出先機関※ ²	その他
防災用かまど セット	セット	各2 (計30)		
鍋	個			白井総合公園:16 富士公園:6 農業センター:10
食器セット	セット	各200 (計3,000)		

5. その他防災資機材

品目	単位	小中学校・高校※ ¹	出先機関※ ²	その他
折りたたみ式 リヤカー	台	各2 (計30)		白井総合公園:2 富士公園:2
発電機	台	小中:各2 (計28)	各1 (計8)	保健福祉センター:8 富士公園:2 農業センター:5 白井総合公園:2 白井運動公園:2
投光器	台	小中:各3 高:2 (計44)		保健福祉センター:8 白井総合公園:4 農業センター:6
ブルーシート	枚	各20 (計300)		農業センター:753 白井総合公園:20
災害用公衆 電話機	台	各2台 (計30)	各2台 (計16)	

※1:市内の小学校9校、中学校5校・高校1校(白井第一小学校、白井第二小学校、白井第三小学校、大山口小学校、清水口小学校、南山小学校、七次台小学校、池の上小学校、桜台小学校、白井中学校、大山口中学校、南山中学校、七次台中学校、桜台中学校、白井高等学校)

※2:市内の出先機関8施設(白井コミュニティセンター、西白井コミュニティプラザ、西白井複合センター、白井駅前センター、富士センター、公民センター、桜台センター、福祉センター)

非常用井戸設置箇所

(危機管理課、令和2年10月)

	施設名	所在地	内容
1	白井総合公園 文化センター	白井市復1148-8	耐震性、自家発電装置付き、深さ100m 吹出口19.6cm ² 、水中ポンプ能力3.7kw、 汲上許可水量45m ³ /日
2	白井第三小学校	白井市根336-15	耐震性、自家発電装置付き、深さ120m 吹出口33.18cm ² 、水中ポンプ能力5.5kw、 汲上許可水量45m ³ /日
3	清水口小学校	白井市清水口2-3-1	耐震性、自家発電装置付き、深さ105m 吹出口19.63cm ² 、水中ポンプ能力3.7kw、 汲上許可水量60m ³ /日
4	福祉センター	白井市清戸766-1	耐震性、自家発電装置付き、深さ100m 吹出口33.18cm ² 、水中ポンプ能力2.2kw、 汲上許可水量30m ³ /日
5	池の上小学校	白井市池の上2-21	耐震性、自家発電装置付き、深さ110m 吹出口13.8cm ² 、水中ポンプ能力3.7kw、 汲上許可水量30m ³ /日
6	大山口小学校	白井市大山口2-2-1	耐震性、自家発電装置付き、深さ110m 吹出口13.8cm ² 、水中ポンプ能力3.7kw、 汲上許可水量30m ³ /日
7	七次台小学校	白井市七次台 3-17-1	耐震性、自家発電装置付き、深さ115m 吹出口13.8cm ² 、水中ポンプ能力3.7kw、 汲上許可水量 30m ³ /日
8	桜台小学校	白井市桜台 3-28	耐震性、自家発電装置付き、深さ110m 吹出口13.8cm ² 、水中ポンプ能力3.7kw、 汲上許可水量 30m ³ /日
9	南山小学校	白井市南山 1-7-1	耐震性、自家発電装置付き、深さ110m 吹出口13.8cm ² 、水中ポンプ能力3.7kw、 汲上許可水量30m ³ /日
10	白井第一小学校	白井市根 105	耐震性、自家発電装置付き、深さ110m 吹出口13.8cm ² 、水中ポンプ能力3.7kw、 汲上許可水量30m ³ /日
11	白井第二小学校	白井市中 181-2	耐震性、自家発電装置付き、深さ111m 吹出口15.5cm ² 、水中ポンプ能力3.7kw、 汲上許可水量30m ³ /日

市内の主な私設井戸

(危機管理課、令和2年10月)

施設名	所在地	電話番号
白井第2工業団地水道組合	白井市名内355-2	047-497-1710
船橋カントリー倶楽部	白井市清戸703	047-497-0236
日本中央競馬会競馬学校	白井市根835-1	047-491-0333
海上自衛隊下総航空基地	柏市藤ヶ谷	04-7191-2321

応急給水施設

(1) 県営水道

(県企業局、令和2年10月)

施設名	所在地	
沼南給水場	柏市藤ヶ谷1892-2	
北総浄水場	印西市竜腹寺向原296	

(2) 市営水道

(上下水道課、令和2年11月)

施設名	所在地	
白井配水場	白井市根10-6	

千葉県広域火葬計画

第1章 総則

1 趣旨

この計画は、災害等発生時における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

2 用語の定義

(1) この計画において、「災害等」とは、災害の他、武力攻撃及び新型インフルエンザ等の感染症の大流行などをいう。

(2) この計画において、「広域火葬」とは、災害等により市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

第2章 災害等に備えた対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、広域火葬を円滑に実施するため市町村及び火葬場設置者に情報提供するものとする。

(1) 県内及び近隣都県内の火葬場の名称、所在地、連絡先、能力、形式、その他必要な事項

(2) 県内市町村及び近隣都県の広域火葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬実施体制の整備

(1) 市町村は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めしておくものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害等発生時における火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めしておくものとする。

3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結等

(1) 市町村は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

- ・棺及び遺体保存剤並びに作業要員の確保
- ・災害等発生時に使用する遺体安置所
- ・災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

イ 協定等の締結

災害等発生時における資機材等の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ 緊急通行車両の届出

遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法（以下「法」という。）第76条第1項の規定による緊急通行車両の届出

(2) 火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア 資機材等の確保

火葬に必要な燃料及び資機材の確保

イ 協定等の締結

災害等発生時における火葬に必要な燃料及び資機材の確保を目的とした関係事業者又は関係団体との協定等の締結

ウ 緊急通行車両の届出

資機材の搬送に使用する車両に係る法第76条第1項の規定による緊急通行車両の届出

(3) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 訓練等

- (1) 県は、市町村及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生時を想定した訓練を随時行うものとする。

第3章 広域火葬の実施

1 即応体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、健康福祉部衛生指導課に広域火葬のための専従班を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2 被災状況等の把握

- (1) 関係市町村は、災害等発生時には速やかに区域内の死者数及び平常時に使用している火葬場の被災状況等について把握するものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生時には速やかに施設の被災状況、火葬要員の安否及び出動の可能性並びに火葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。（別記第1号様式）
- (3) 県は、火葬場設置者からの報告等に基づき、広域火葬に必要な情報を集約し、関係市町村及びその他の関係機関に周知するとともに、国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援・協力

- (1) 県及び火葬場設置者は、県内又は近隣都県で災害等が発生したときは、速やかに協力体制を整え、積極的に対応するものとする。
 - (2) 関係市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に応援を要請するものとする。（別記第2号様式）
 - (3) 県は、関係市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被災状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、関係する市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに、国に報告するものとする。
 - (4) 県は、関係市町村からの応援要請に基づき、火葬場設置者及び必要に応じ、近隣都県に協力依頼するものとする。（別記第3号様式）
- また、さらに広域的に火葬を実施する必要が生じた場合は、国に協力を依頼するものとする。
- (5) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。（別記第4号様式）
 - (6) 県及び火葬場設置者は、近隣都県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合には、(4)及び(5)を準用し、対応するものとする。

4 応援火葬場の調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣都県等からの回答に基づき応援火葬場を割り振り、関係市町村及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣都県等に通知するものとする。（別記第5号様式の1、別記第5号様式の2）
- (2) 関係市町村は、県の割り振りに基づき、さらに遺体ごとに火葬場を割り振り、協力の承諾のあった火葬場と火葬実施方法等について、詳細を調整するものとする。

5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。
火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。（別記第6号様式）
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣都県に対し、火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。

また、県は燃料又は資機材の確保のための手配の要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

6 火葬許可事務

- (1) 関係市町村は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。
その際、広域火葬実施に伴う遺族による火葬場への火葬依頼の制限、火葬場までの遺体搬送における遺族の同乗制限及び焼骨の受け渡し方法等について、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等への説明を行うものとする。なお、自然死、病死等災害以外の事由による遺体の火葬についても同様に受付を行い、広域火葬の対象とするものとする。
- (2) 関係市町村及び火葬場設置者は、迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、

戸籍確認の事後の実施等、状況に応じた事務処理を行うものとする。

7 遺体の保存及び搬送

- (1) 関係市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入は緊急通行車両により行うものとする。

- (2) 関係市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は、緊急通行車両により行うものとする。

- (3) 関係市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合、又は遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。（別記第7号様式）

- (4) 県は、関係市町村から遺体保存に必要な資機材の確保の要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

また、遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体又は自衛隊への応援・協力依頼を行うものとする。

8 引き取り者のない焼骨の保管

引き取り者のない焼骨は、関係市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

9 火葬状況の報告

- (1) 広域火葬が実施された場合、災害等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬状況を集計し、広域火葬が終了するまでの間、日報として県に報告するものとする。

ア 広域火葬協力を行った火葬場（別記第8号様式の1）

イ 関係市町村が平常時に使用している火葬場（別記第8号様式の2）

- (2) 県は、火葬場からの報告をとりまとめ、国に報告するものとする。

10 広域火葬の終了

- (1) 関係市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合には、県に連絡するものとする。

- (2) 県は、関係市町村からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障がないと認める場合には、広域火葬を終了し、関係する市町村及び火葬場設置者等に周知するとともに国に報告するものとする。

- (3) 広域火葬を依頼した市町村は、依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。（別記第9号様式）

- (4) 災害等により死亡した遺体の火葬を行った火葬場は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。（別記第10号様式）

第4章 雑則

他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している災害等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

附則 <略>

千葉県火葬場一覧

(千葉県健康福祉部、令和6年6月)

No.	名 称	所在地	電話番号
1	千葉市斎場	千葉市緑区平山町1762-2	043-293-4000
2	いちはら聖苑	市原市今富1088-8	0436-36-3389
3	市川市斎場	市川市大野町4-2610-1	047-338-2941
4	馬込斎場	船橋市馬込町1102-1	047-438-1151
5	しおかぜホール茜浜	習志野市茜浜3-7-6	047-409-9270
6	浦安市斎場	浦安市千鳥15-3	047-316-3611
7	松戸市斎場	松戸市串崎新田63-1	047-387-4042
8	野田市斎場	野田市目吹7-1	04-7122-3017
9	野田市関宿斎場	野田市中戸496	04-7196-3301
10	ウイングホール柏斎場	柏市布施281-1	04-7131-6649
11	八富成田斎場	成田市吉倉124-11	0476-23-4511
12	さくら斎場	佐倉市大蛇町790-4	043-484-0846
13	印西斎場	印西市平岡1538	0476-42-1700
14	北総斎場	神崎町神崎神宿1009-2	0478-72-3166
15	おみがわ聖苑	香取市小見川1797-1	0478-82-3293
16	銚子市斎場	銚子市西小川町4732	0479-25-1593
17	山桑メモリアルホール	匝瑳市山桑730	0479-73-8000
18	みたま苑 旭	旭市二5935-10	0479-64-0409
19	一宮聖苑	長生郡一宮町一宮7459-4	0475-42-5445
20	長南聖苑	長生郡長南町報恩寺579	0475-46-3525
21	山武郡市広域斎場	東金市堀上1357	0475-55-6360
22	かつうら聖苑	勝浦市松部116-1	0470-76-2950
23	大多喜斎場無相苑	夷隅郡大多喜町田丁238	0470-82-3831
24	いすみ市大原聖苑	いすみ市大原4891-1	0470-63-1667
25	きみさらず聖苑	木更津市大久保843-1	0438-37-3874
26	上総聖苑	君津市久留里市場978-1	0439-27-3574
27	安房聖苑	南房総市山名345	0470-36-3360
28	長狭地区火葬場	鴨川市東町1850-17	04-7094-1170

ごみ処理施設

(印西地区環境整備事業組合、令和2年10月)

名称	設置者	処理能力	所在地	電話番号
印西クリーンセンター	印西地区環境整備事業組合	300t/日	印西市大塚1-1-1	0476-46-2731

し尿処理施設

(柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合、令和2年10月)

名称	設置者	処理能力	所在地	電話番号
アクアセンターあじさい	柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合	138KL/日	鎌ヶ谷市軽井沢2102-1	047-443-7497

仮設住宅建設候補地

(建築宅地課、令和2年4月1日)

	施設名	所在地	建設可能面積	建設予定地
1	富士南園広場	富士209-1	約24,790m ²	約300戸
2	七次第一公園	清水口2-2	約8,150m ²	約100戸
3	中木戸公園(野球場)	大山口1-26	約9,090m ²	約110戸
4	南山公園(野球場)	南山1-4	約10,300m ²	約120戸
5	白井運動公園(野球場)	神々廻1728-1	約7,400m ²	約90戸

指定文化財一覧

(生涯学習課、令和7年1月)

指定区分	名称	種別	所在地	指定年月日
国	滝田家住宅	有形(建造物)	平塚503	S44. 6. 20
県	小金原のしし狩り資料	有形(歴史資料)	根1831	S42. 3. 7
県	清戸の泉(附)版木	史跡(記念物)	清戸602	S42. 3. 7
県	小金牧の牧士資料	有形(歴史資料)	富塚826	S50. 12. 12
県	延命寺観音堂	有形(建造物)	平塚939	H14. 3. 29
市	来迎寺の木造阿弥陀如来立像	有形(彫刻)	折立266	S45. 9. 24
市	東光院の木造地藏菩薩立像	有形(彫刻)	名内545	S57. 1. 27
市	長楽寺の木造阿弥陀如来立像	有形(彫刻)	根1386	S57. 1. 27
市	鳥見神社の石造鳥居	有形(建造物)	白井391-8	S59. 3. 24
市	鷲神社の石造鳥居	有形(建造物)	木533	S59. 3. 24
市	鳥見神社の歡喜天	有形民俗	富塚694	H 9. 8. 5
市	印西牧場之真景図	有形(絵画)	復1148-8	H 9. 8. 5
市	今井の水塚	有形民俗	今井40-1他	H 9. 8. 5
市	来迎寺の木造不動明王立像	有形(彫刻)	折立266	H10. 1. 13
市	来迎寺の木造毘沙門天立像	有形(彫刻)	折立266	H10. 1. 13
市	来迎寺の木造閻魔王坐像	有形(彫刻)	折立266	H10. 1. 13
市	来迎寺の木造奪衣婆坐像	有形(彫刻)	折立266	H10. 1. 13
市	中野牧野馬除土手	史跡	富士151-2他	H10. 1. 13
市	富塚の神楽用具	有形民俗	復1148-8	H13. 12. 5
市	みたらしの池	史跡	白井317	H13. 12. 5
市	富塚鳥見神社本殿(附)棟札5枚、玉垣1棟	有形(建造物)	富塚694	H17. 9. 16
市	鷲神社本殿(附)棟札1枚、石段1基	有形(建造物)	木533	H17. 9. 16
市	牧士川上家資料	有形(歴史資料)	富塚826	H17. 9. 16
市	来迎寺の公孫樹	天然記念物	折立266	H17. 9. 16
市	西福寺の公孫樹	天然記念物	谷田875	H17. 9. 16
市	木造阿弥陀如来坐像及両脇侍立像	有形(彫刻)	復987	H18. 11. 7
市	木造聖徳太子立像	有形(彫刻)	富塚905	H18. 11. 7
市	木造伝木喰上人坐像	有形(彫刻)	根1773-1	H24. 3. 27
市	滝田家の常滑壺	有形(考古資料)	平塚503	H24. 3. 27
市	鳥見神社の懸仏	有形(工芸品)	白井391-7	H24. 3. 27
市	延命寺の十九夜塔	有形民俗	平塚939	H24. 3. 27
市	山本家の板碑	有形(考古資料)	復1148-8	H25. 3. 26
市	延命寺の火伏せの札	有形民俗	平塚939	H25. 3. 26
市	折立熊野神社本殿(附)棟札2枚	有形(建造物)	折立554-2	H25. 3. 26
市	鳥見神社の切られ庚申	有形民俗	富塚694	H25. 3. 26
市	木所沢中村家文書	有形(歴史資料)	復1148-8	H26. 9. 2
市	東光院の木造観音菩薩立像	有形(彫刻)	名内545	H27. 3. 23
市	上長殿の半鐘	有形(工芸品)	復1148-8	H27. 3. 23
市	鷲神社の三猿庚申塔	有形民俗	木533	H28. 3. 23

指定 区分	名 称	種 別	所在地	指定年月日
市	平塚鳥見神社本殿 (附)棟札1枚、 古文書2点	有形(建造物)	平塚962	H28. 3. 23
市	谷田の三猿庚申塔	有形民俗	谷田782-2	H28. 8. 2
市	法目のオビシヤ	無形民俗	復(法目)	H29. 3. 23
市	富ヶ沢の辻切り	無形民俗	復(富ヶ沢)	H29. 3. 23
市	一本桜南遺跡の砂鉄資料	有形(考古資料)	復1148-8	H29. 3. 23
市	木通内遺跡の墨書土器	有形(考古資料)	復1148-8	H29. 9. 5
市	八幡溜野馬除土手	史跡名勝	根954他(七次)	H30. 3. 22
市	上人塚	史跡名勝	根(白井第一小 学校)	H31. 3. 19
市	一億供養塔	有形(歴史資料)	十余-49-2	H31. 3. 19

※ 国：国指定重要文化財 県：千葉県指定文化財 市：白井市指定文化財

千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年3月15日
組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する災害(以下「自然災害」という。)により死亡した千葉県市町村総合事務組合規約(昭和30年千葉県告示第496号)第3条第1項第10号に掲げる事務を共同処理する団体(以下「共同処理団体」という。)の住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた共同処理団体の住民に対する災害障害見舞金の支給及び自然災害により被害を受けた共同処理団体の世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて規定するものとする。

(災害弔慰金の支給)

第2条 組合は、次の各号に掲げる災害により死亡した者(当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。)の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

- (1) 法に基づく政令(以下「政令」という。)第1条の災害
- (2) 前号に規定する災害以外の自然災害

(遺族の範囲及び順位)

第3条 前条に規定する遺族は、次に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。以下同じ。)、子、父母、孫及び祖父母で災害により死亡した者の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していた者
 - (2) 配偶者、子、父母、孫及び祖父母で前号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が災害弔慰金を受ける順位は、前項各号の順位により、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前項の規定により難いときは、前項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうちで組合長が適当と認める者を第1順位者として災害弔慰金を支給することができる。
- 4 災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上ある場合には、その1人に対してした支給は1全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第4条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第6条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(災害による死亡の推定)

第5条 自然災害の際現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(災害障害見舞金の支給)

第6条 組合は、第2条に規定する災害により共同処理団体の住民(当該自然災害発生の当時、共同処理団体の住民であった者に限る。以下同じ。)が負傷し又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金を支給する。

(災害障害見舞金の額)

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(支給の制限)

第8条 災害弔慰金及び災害障害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡又は当該障害者の負傷若しくは疾病が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 政令第2条及び第2条の3に規定する事由に該当する場合
- (3) 災害に際し、市町村の長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市町村の長が支給を不相当と認めた場合

(認定等)

第9条 共同処理団体の長は、第2条に規定する災害による死亡と認められる死亡が発生した場合又は第6条に規定する障害者と認められることとなった場合は、速やかにその旨を組合長に報告しなければならない。

2 組合長は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその死亡又は障害が第2条又は第6条に規定する災害によるものであるかどうか及び前条の規定の適用について認定しなければならない。

(災害援護資金の貸付け)

第10条 組合は、千葉県内において災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われた場合において、当該同一の自然災害により被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が、第1号及び第2号に掲げる被害にあつては同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは690万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加算した額、第3号に掲げる被害にあつては1,270万円に満たないものの住民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

- (1) 療養に要する期間が1月以上である世帯主の負傷
- (2) 住民又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(次号に掲げる場合を除く。)
- (3) 住居の滅失

(災害援護資金の限度額等)

第11条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - イ 世帯主の負傷の場合 150万円
 - ロ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家の損害」という。)があった場合 250万円
 - ハ 住居が半壊した場合 270万円
 - ニ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - イ 家財の損害があった場合 150万円
 - ロ 住居が半壊した場合 170万円
 - ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く。) 250万円
 - ニ 住居の全体が滅失した場合 350万円
- (3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 1災害について、前項の被害の2以上の事由に該当する場合における貸付限度額は、その該当する被害に対応する貸付限度額のうち、いずれか高い額とする。

3 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(政令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利息)

第12条 災害援護資金は、前条に規定する据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還方法)

第13条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(保証人)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、災害援護資金を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16条の規定による違約金を包含するものとする。

(一時償還)

第15条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、第11条の規定にかかわらず、当該災害援護資金の貸付けを受けた者に対し、災害援護資金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(違約金)

第16条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつたときは、延滞元利金につき、年10.75パーセントの割合をもつて、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還金の支払猶予)

第17条 組合長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、第11条の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によつて償還されるべきであつた貸付金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還の免除)

第18条 組合長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められる場合は、この限りでない。

(補則)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

<以下略>

白井市災害見舞金等支給規則

平成10年3月30日
規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、災害により被害を受けた市民（以下「被災者」という。）に対し、災害見舞金及び災害弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することにより、被災者の更生意欲を促進し、市民生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象又は火事若しくは爆発による被害をいう。
- (2) 市民 災害による被害を受けた当時、本市に居住し、本市において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき記録されている者をいう。
- (3) 世帯 住居及び生計を共にする者で構成する実際の生活単位をいう。ただし、一の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む2親等以内の親族については、当該世帯と同一の世帯を構成する者とみなす。
- (4) 住家 市内に存する建物で、現に自己の居住の用に供しているもの又は居住のために他の者に使用させているものをいう。
- (5) 非住家 家屋課税台帳に登録されている住家以外の建築物で、市民自らが所有し、現に自営のために使用している主たる店舗、工場及び事務所をいう。ただし、倉庫、物置、車庫及び軽作業場等の従たるものは、除くものとする。
- (6) 死亡 災害発生の日から3月以内に、当該災害に伴う傷病が原因で死亡したものをいう。
- (7) 傷害 災害により負傷した場合をいう。
- (8) 遺族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、養父母、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をいう。

(災害見舞金等)

第3条 災害見舞金等の種類、被災対象被害及び支給を受けることのできる者は、次の各号に掲げるとおりとし、災害見舞金等の額及びその支給基準等は、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 住家被災見舞金 住家に被害が生じた場合 世帯主又はこれに準ずる者
- (2) 住家被災特別見舞金 他の者の居住のために使用している住家に被害が生じた場合 所有者
- (3) 非住家被災見舞金 非住家に被害が生じた場合 事業主又はこれに準ずる者
- (4) 傷害見舞金 災害により負傷した場合 本人
- (5) 災害弔慰金 災害により死亡した場合 遺族

2 複数の災害が重複して発生した場合の災害見舞金等は、災害見舞金等の額が多い方を支給するものとし、重複支給は行わないものとする。

3 遺族への災害弔慰金の支給順位は、前条第8号に掲げる順序によるものとし、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(届出)

第4条 災害見舞金等の支給を受けようとする者は、災害見舞金等受給対象被害届出書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、被害の状況を把握できると認めたときは、前項の規定にかかわらず、災害見舞金等受給対象被害届出書の提出を求めないことができる。

(災害見舞金等の支給)

第5条 市長は、災害が発生した場合又は前条第1項の届出があった場合において災害見舞金等を支給しようとするときは、速やかに被害の状況を調査し、災害見舞金等支給調書（別記第2号様式）を作成の上、第3条第1項に規定する災害見舞金等を被災者又はその遺族に対し支給するものとする。

(支給の制限)

第6条 市長は、災害が次の各号のいずれかに該当するときは、災害見舞金等を支給しないものとする。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたとき。
- (2) 被災者の故意又は重大な過失によるとき。
- (3) 第3条第1項第2号に規定する住家被災特別見舞金の支給を受ける者が国、地方公共団体、都市基盤整備公団又は法人のとき。

（災害見舞金等の割増）

第7条 被害を受けた世帯が、次の各号のいずれかに該当する場合における第3条第1項第1号及び第4号に規定する災害見舞金等は、当該各号に該当する見舞金等の額に100分の150を乗じて得た額を支給するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護世帯及び要保護世帯
- (2) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく母子及び寡婦の世帯のうち市民税の所得割額がない世帯で、かつ、固定資産のない世帯又は住居若しくは住居とその宅地以外に固定資産のない世帯
- (3) 65歳以上の独居及び高齢者のみの世帯のうち市民税の所得割額がない世帯で、かつ、固定資産のない世帯又は住居若しくは住居とその宅地以外に固定資産のない世帯
- (4) 重度の心身障害者世帯（独居及び世帯主が重度の心身障害者）のうち市民税の所得割額がない世帯で、かつ、固定資産のない世帯又は住居若しくは住居とその宅地以外に固定資産のない世帯
- (5) その他市長が災害見舞金等の割増の必要があると認めた世帯

（災害見舞金等の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により災害見舞金等の支給を受けた者があるときは、既に支給した見舞金等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 <略>

別表（第3条第1項関係）

種 類	被害の程度	支給基準	見舞金等の額
住家被災見舞金	全壊・全焼	1世帯につき	50,000円
		1世帯3人以上の場合で 1人増すごとに	10,000円
	半壊・半焼	1世帯につき	30,000円
		1世帯3人以上の場合で 1人増すごとに	5,000円
	一部破損・部分焼	1世帯につき	10,000円
	床上浸水	1世帯につき	20,000円
消火活動による冠水	1世帯につき	10,000円	
住家被災特別見舞金	全壊・全焼	1棟につき	20,000円
	半壊・半焼	1棟につき	10,000円
非住家被災見舞金	全壊・全焼	1棟につき	20,000円
	半壊・半焼	1棟につき	10,000円
傷害見舞金	入院2週間以上と診断されたとき	1人につき	10,000円
災害弔慰金	死亡	1人につき	50,000円

備考 <略>

災害見舞金等受給対象被害届出書

年 月 日

白井市長 様

住所
届出者
氏名
(被災者との関係)

次のとおり災害による被害を受けたので、白井市災害見舞金等支給規則第4条第1項の規定により届け出ます。

災害の種類	暴風 豪雨 豪雪 洪水 地震 火事 (原因) 爆発 (原因) その他 ()					
災害発生日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分ごろ					
災害発生場所	白井市					
被災世帯の状況	世帯員数	世帯主等の氏名及び住所				電話番号
	人					
住家又は非住家の所有者等	氏名及び住所			職業	電話番号	
非住家の場合の区分	店舗 工場 事務所 その他 ()				業種	
被害の内容及びその程度	住家被害	全壊・全焼 半壊・半焼 一部損壊・部分焼 床上浸水 消火活動による冠水				
	非住家被害	全壊・全焼 半壊・半焼				
	人的被害	死亡 (人) 負傷 (人)				
人的被害者	氏名	性別	年齢	職業	被害の程度	備考
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)	
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)	
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)	
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)	
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)	
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)	

※1 負傷し、2週間以上の入院を要するとき又は入院をしたときは、医師の診断書(写しを可とする。)を添付してください。

災害見舞金等支給調書

		調書作成日		年 月 日			
災害の種類	暴風 豪雨 豪雪 洪水 地震 火事 (原因) 爆発 (原因) その他 ()						
災害発生日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分ごろ						
災害発生場所	白井市						
被災世帯の状況	世帯員数	世帯主等の氏名及び住所				電話番号	
	人						
住家又は非住家の所有者等	氏名及び住所			職業	電話番号		
非住家の場合の区分	店舗 工場 事務所 その他 ()					業 種	
被害の内容及びその程度	住家被害	全壊・全焼 半壊・半焼 一部損壊・部分焼 床上浸水 消火活動による冠水					
	非住家被害	全壊・全焼 半壊・半焼					
	人的被害	死亡 (人) 負傷 (人)					
人的被害者	氏名	性別	年齢	職業	被害の程度		備考
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)		
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)		
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)		
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)		
		男女			死亡 負傷 (要入院日数 日)		
関係書類の添付の有無	位置図	被害状況写真	罹災証明書	医師の診断書	住所等確認書類	その他	
	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	

被害状況等については、上記のとおりですので、報告いたします。
つきましては、災害見舞金等の支給について白井市災害見舞金等支給規則に基づき、次のとおり決定することとしてよろしいか、伺います。

判定	支給する	支給しない	支給金額	円			
災害見舞金等の種類	1 住家被災見舞金 2 住家被災特別見舞金 3 非住家被災見舞金						
	4 傷害見舞金	5 災害弔慰金	割増の有無	有 無			
支給の相手方	氏名						
	住所						
支給しない理由							
決裁	市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班

年 月 日

調査・報告者 所属
職・氏名

㊟

白井市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水災、風災、地震、その他の災害（以下「災害」という。）によって生じた被害（以下「罹災」という。）の証明書（以下「罹災証明書等」という。）の交付基準について必要な事項を定めるものとする。

(証明書の申請)

第2条 罹災証明書等の交付を受けようとする者は、罹災証明書等交付申請書(様式第1号)に被害状況の写真及び位置図を添えて、市長に申請しなければならない。

(証明書の交付)

第3条 市長は、罹災者又はその他市長が適当と認める者（以下「申請者」という。）から、前条に掲げる申請書が提出されたときは、次の各号に掲げる審査を経て当該各号に定める証明書を交付するものとする。

(1) 罹災物件を確実な証拠により確認することができる場合 罹災証明書(様式第2号)

(2) 前号の確認ができない場合 罹災届出証明書(様式第3号)

2 市長は、同一罹災物件について、罹災者から再度、罹災証明書等の交付申請を受けたときは、前項の審査を省略して、交付することができる。

(交付の特例)

第4条 罹災証明書等の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該証明書等への証明をもって前条第1項各号の交付に代えることができる。

(証明事項)

第5条 罹災証明書等で証明する事項は、災害による罹災に関する事項とし、被害額と災害の発生原因については証明しないものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 <略>

罹災証明書等交付申請書

年 月 日	
(あて先) 白井市長	
住 所 申請者 氏 名 電話番号	
下記のとおり、罹災したことを証明願います。	
罹 災 日	年 月 日(時頃)
罹 災 場 所	
罹 災 物 件	
罹 災 原 因	水災・風災・地震・その他()
罹 災 程 度	
証 明 書 必 要 部 数	部
添 付 書 類	写真及び位置図

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	
------	--

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物 のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

白井市長

様式第3号(第3条関係)

罹災届出証明書		整理番号	
申請者	住所 氏名		
罹災物件との関係			
罹災月日	年 月 日(時頃)		
災害種別			
罹災場所			
罹災物件及び程度			
<p>上記のとおり、罹災届出がなされたことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>千葉県白井市復1123 白井市 白井市長</p>			